告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定に基づ 埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措

平成二十五年十月四日

埼玉県監査委員 荒 寺 一 夫 文

埼玉県監査委員 井 伸

埼玉県監査委員 梅 澤 佳

1 監査の結果「指摘」とした事項

1 無且	L 監貨の結果「指摘」とした事項 					
-talle - ##+	1444 BB	監査結果の公表年月日	W * 0 4 H	±# 17 J. ↓ ₩ PP		
対 象	機関	(県報の号数)	監査の結果	講じた措置		
県土整備	越谷県土	平成 24 年 12 月 14 日	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。	1 「県営しらこばと公園2次区域の一部」に関する行政財産使		
部	整備事務	(第 2450 号)	1 「県営しらこばと公園2次区域の一部」については、埼玉	用許可については、平成25年3月31日をもって使用期間が満		
都市整備	所		県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要	了し、新たな使用許可は行っていない。原状回復のもと返還さ		
部			な案件であるにも関わらず、平成 12 年度から毎年度、所長	れ、今年度、公園造成工事に着手した。		
			決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可してい	2 道路予定地の平成25年度使用許可については、財務規則第		
			た。	140条、第 154条に基づき手続を行った。		
			また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使			
			用許可を繰り返していた。			
			2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁			
			等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。			
病院局	循環器・	平成 24 年 12 月 14 日	パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できな	監査の結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規		
	呼吸器病	(第 2450 号)	いものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	程に基づく固定資産(器械備品)の実地照合を平成 25 年 3 月 31		
	センター			日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。		
				今後は、年1回以上実地照合を実施し、各担当と事務局の確認		
				により、再発防止を徹底することとした。		
保健医療	動物指導	平成 25 年 3 月 5 日	洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認めら	所在を確認できない備品については、会計管理課の指導により		
部	センター	(第 2472 号)	れるなど、備品管理が不適切であった。	平成25年5月14日に備品出納簿から除却した。また、埼玉県財		
				務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 23 日付で、		
				企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出した。		
				今後の再発防止策として、適切な備品管理を全職員に周知徹底		
				するとともに、備品の所在を確認し、平面図にマッピングして管		
				理しやすくした。更に、毎年度、現物と台帳の突合を行うことと		

				した。
県土整備	本庄県土	平成25年3月5日	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認めら	所在不明の草刈機3台とフィルムカメラ1台について、定期監
部	整備事務	(第 2472 号)	れるなど、備品管理が不適切であった。	査の翌日の平成 24 年 12 月 11 日から 20 日までの間、総務担当だ
	所			けでなく所内職員で保管場所を始め所内を集中的に捜索したが
				発見できなかった。その後も総務担当職員による捜索は継続し、
				聞き取り調査等含め、繰り返し断続的に行ったが現品の確認に至
				らず、埼玉県財務規則第 215 条第1項の規定に基づき、平成 25
				年5月20日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を
				提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。
				今後は再発防止の取組として、県有備品の大切さと管理責任の
				重大さを全職員に周知徹底し、研修等で意識の向上を図るととも
				に、実際の備品使用を基に指定した管理責任者による、定期的な
				備品棚卸し・状況確認をチェック表で管理し、備品の適正管理に
				努めることとした。
県土整備	杉戸県土	平成25年3月5日	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できない	定期監査で発見できなかった備品などについて、事務所内や倉
部	整備事務	(第 2472 号)	ものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	庫などを職員全員体制で捜索に手を尽くした。そのうえで、所在
	所			を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第215条第1
				項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び
				会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍
				した。
				また、今後は会計管理課から示された「物品管理の新ルールの
				試行」に基づき適正な備品管理を徹底していく。
病院局	小児医療	平成25年3月5日	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認	監査結果を踏まえ、全ての固定資産(器械備品)について実地
	センター	(第 2472 号)	められるなど、資産管理が不適切であった。	照合を平成25年5月12日までに実施し、適切な事務処理の徹底
				を図った。

				また、再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、
				今後は、埼玉県病院事業財務規程に基づく年1回以上の実地照合
				を徹底することとした。
病院局	精神医療	平成 25 年 3 月 5 日	固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認でき	埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産(器械備品)の実地
	センター	(第 2472 号)	ないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	照合を平成25年3月31日までに実施し、適切な事務処理の徹底
				を図った。
				今後は、年1回以上実地照合を行うとともに、固定資産の除却
				等について適正な処理を行うよう徹底した。
教育局	近代美術	平成25年3月5日	映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在	所在の確認できない備品について、会計管理課の指示に基づ
	館	(第 2472 号)	の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適	き、平成 25 年 1 月 29 日に顛末書を提出し、平成 25 年 2 月 25 日
			切であった。	に備品出納簿の除籍、修正を行った。
				また、平成25年3月14日に会計管理課に重要物品異動報告書
				を提出した。
				複数の物品で構成され、一式として管理すべき重要物品につい
				ては、附属品等を含めたすべての物品に、当該物品が重要物品の
				一部である旨の標示を行った。
				再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するととも
				に、適正に物品を管理するよう徹底した。
教育局	大宮東高	平成25年3月5日	備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できない	所在の確認できない備品について、改めて調査を行い、平成22
	等学校	(第 2472 号)	ものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	年3月26日に廃棄していたことが確認できたため、平成25年5
				月7日に備品出納簿からの除籍を行った。
				再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するととも
				に、備品の取扱いについて再確認を行い、職員の意識向上を図っ
				た。
				また、定期的に実地照合を実施するとともに、使用状況等の調

				査を実施し、老朽化し使用不能な物品は、財務規則に基づく処理
				 を速やかに行い、適切な物品管理を確保することとした。
教育局	越生高等	平成25年3月5日	サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳	改めて調査を行い、所在の確認できない備品については平成22
	学校	(第 2472 号)	に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が	年3月15日に廃棄していたことが確認され、型式の異なる備品
			不適切であった。	については保管転換時の記載誤りであることが判明したため、平
				成 25 年 3 月 6 日に備品出納簿の修正を行った。
				再発防止のため、職場会議を通じて全職員に対し、監査結果を
				周知するとともに、適正な物品管理についての研修を実施した。
				また、新たに備品を登録する際には、複数人により、型式の確
				認を行うとともに、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	川口工業	平成 25 年 3 月 5 日	オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認で	改めて調査を行い、一部の備品は所在が確認できた。所在の確
	高等学校	(第 2472 号)	きないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であっ	認できない備品について、埼玉県財務規則第215条第1項の規定
			た。	に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会計管理
				者に事故報告書を提出し、平成 25 年 5 月 9 日に備品出納簿から
				の除籍を行った。
				再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するととも
				に、適正に物品を管理するよう徹底した。
				また、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	杉戸農業	平成25年3月5日	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数	所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第
	高等学校	(第 2472 号)	認められるなど、備品管理が不適切であった。	1項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 19 日付で、企画財政部長及
				び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年7月1日に備品
				出納簿からの除籍を行った。
				再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するととも
				に、適正に物品を管理するよう徹底した。

				また、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	特別支援	平成 25 年 3 月 5 日	備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在が確認で	所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第
	学校坂戸	(第 2472 号)	きないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であっ	1項の規定に基づき、平成25年3月22日付で、企画財政部長及
	ろう学園		た。	び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年7月3日に備品
				出納簿からの除籍を行った。
				再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するととも
				に、適正に物品を管理するよう徹底した。
				また、定期的に実地照合を実施するとともに、所属で独自に作
				成した使用記録簿を活用し、適正な物品管理体制の強化を図っ
				た。
企画財政	南西部地	平成 25 年 6 月 21 日	平成23年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付	再発防止のため、まず、全庁で実施している58運動を徹底し
部	域振興セ	(第 2502 号)	申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、	て行うことや、事務所内及び机上を常に整理・整頓する取組を進
	ンター		文書管理が不適切であった。	めた。
				また、文書管理規則やファイリングシステム実施要綱等を遵守
				した文書管理について、全職員に対して改めて周知徹底を図っ
				た。
				さらに、毎月、朝礼において、所長が文書管理の徹底について、
				職員の注意喚起を図るとともに、グループリーダーが、財務事務
				の自己検査を実施する際、文書の管理状況を確認することとし
				た。
				また、文書の適正な管理、類似案件の再発防止について、企画
				財政部の総務担当副課長等会議を開催し、指導を徹底した。
				さらに、平成 25 年8月2日に、企画財政部主催の財務研修を
				実施し、その際、文書の適正な管理についても指導した。

県土整備	さいたま	平成 25 年 6 月 21 日	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認めら	事務所内の捜索を全職員で実施し、捜査を尽くしたが、所在を
部	県土整備	(第 2502 号)	れるなど、備品管理が不適切であった。	確認できなかったため、埼玉県財務規則第215条第1項の規定に
	事務所			基づき、平成 25 年6月5日付で、企画財政部長及び会計管理者
				に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。
				物品管理の新ルールに基づき、各備品に管理責任者を定め、年
				1回、現物確認日を定め一斉に確認作業を実施するよう職員に徹
				底した。
県土整備	飯能県土	平成 25 年 6 月 21 日	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できない	所内の捜索を尽くしたが、所在確認ができなかったため、埼玉
部	整備事務	(第 2502 号)	ものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	県財務規則第 215 条第1項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日
	所			付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日
				付で備品出納簿から除籍した。
				物品管理の新ルールに基づき、実際の使用者による適正管理、
				保管場所の明示、年度内に1回以上の現物と台帳の照合を実施す
				ることとした。
県土整備	行田県土	平成 25 年 6 月 21 日	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数	平成 25 年 1 月 23 日以降、全職員での捜索や異動した職員への
部	整備事務	(第 2502 号)	認められるなど、備品管理が不適切であった。	聞き取り調査を実施したが、当該備品を発見することはできなか
	所			ったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成
				25年6月5日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を
				提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。
				物品管理の新ルールに基づき、備品の現物実査を8月までに行
				い、使用責任者を定めるなど適正な物品管理を徹底していく。
教育局	飯能南高	平成 25 年 6 月 21 日	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認めら	改めて調査を行い、一部の備品については平成24年2月22日
	等学校	(第 2502 号)	れるなど、備品管理が不適切であった。	から平成 24 年 3 月 1 日にかけて廃棄していたことが確認できた
				ため、平成25年2月20日に備品出納簿からの除籍を行った。所
				在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第215条第1項

				の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会
				計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年7月1日に備品出納
				簿からの除籍を行った。
				職員会議において、監査結果を全職員に伝え、県有備品の適正
				な管理について周知徹底した。物品事故の再発防止を図るため、
				物品管理を全教職員で組織的に取り組み、全教職員による定期的
				な現物確認を実施し、不用物品は適正な事務処理を経て処分する
				ことを指示した。
警察本部	所沢警察	平成 25 年 6 月 21 日	落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者	財務事務を行う職員に本件の内容及び関係法令を周知、徹底し
	署	(第 2502 号)	にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行	た。また、電子くじで契約者を決定する機能のある電子入札シス
			わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適	テムの活用を推進することで再発防止を図った。
			切であった。	

2 監査の結果「注意」とした事項

		監査結果の公表年月日		
対象	機関	(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	川越農林	平成 25 年 6 月 21 日	入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可	使用料を適正な金額に変更したほか、再発防止のため、監査結
	振興セン	(第 2502 号)	について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わら	果を全職員へ周知するとともに、行政財産使用料に関する条例等
	ター		ず、使用料を免除していたことは不適切であった。	の関係規程の再確認やチェックシートの作成を行い、適正な事務
				処理について徹底を図った。
農林部	大里農林	平成 25 年 6 月 21 日	平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、	再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再
	振興セン	(第 2502 号)	当初請負代金額の3割を超える増額変更契約を行いながら契	確認の徹底を図った。
	ター		約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の1以上に変更	また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割
			していなかったのは不適切であった。	合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェック
				することにした。

農林部	加須農林	平成 25 年 6 月 21 日	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」	歳出予算執行委任書で、予算の執行委任を確認した上で、予定
	振興セン	(第 2502 号)	(939 千円) について、予算の執行委任を受けることとなって	価格を決定し、見積書の徴取及び契約の締結をすることにした。
	ター		いたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、	また、再発防止のため、職場の全体研修において財務の適正な
			契約を締結したことは不適切であった。	執行について改めて周知を図った。
農林部	加須農林	平成 25 年 6 月 21 日	平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、	再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再
	振興セン	(第 2502 号)	当初請負代金額の6割を超える増額変更契約を行いながら契	確認の徹底を図った。
	ター		約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の1以上に変更	また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割
			していなかったのは不適切であった。	合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェック
				することにした。
農林部	寄居林業	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)	必要な図書の漏れがないようにチェックリストを作成し、設計
	事務所	(第 2502 号)	について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形	の都度確認することとした。
			状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適	また、施工方法が不明確な点については、施工前に監督員と現
			切であった。	場代理人が工事記録により確認することについて周知徹底を図
				った。
農林部	寄居林業	平成 25 年 6 月 21 日	平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)につ	再発防止のため、監査結果を全職員に周知を図った。
	事務所	(第 2502 号)	いて、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めて	また、チェックリストの活用により、必要な出来形管理書類の
			いるにも関わらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払	提出の徹底を図った。
			い面積の確認を行っていなかったのは不適切であった。	
県土整備	さいたま	平成 25 年 6 月 21 日	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。	平成 25 年度分から埼玉県財務規則に基づき、県土整備部長の
部	県土整備	(第 2502 号)	1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、	決裁を受け、総務部長の合議後、許可をした。
	事務所		管理委託(覚書)により無償で使用させていた。	行政財産使用許可に係る同規則の規定を徹底するよう職員に
			2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関	周知した。
			わらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返してい	
			た。	

県土整備	飯能県土	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、	変更契約に係る契約保証金の取り扱いについて、周知するとと
部	整備事務	(第 2502 号)	当初請負代金額の4割を超える増額変更契約を行いながら契	もに、設計変更時に総務担当課長に回議することにより、チェッ
	所		約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の1以上に変更	ク体制を強化した。
			していなかったのは不適切であった。	
教育局	久喜図書	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円) について、	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	館	(第 2502 号)	承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であ	るとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務
			った。	の適正な執行について周知徹底を図った。
				また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員
				による確認を徹底することとし、管理体制の強化を図った。
教育局	入間向陽	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円) は、2	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	高等学校	(第 2502 号)	者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など)	るとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務
			が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸	の適正な執行について周知徹底を図った。
			法も異なっていたことは、不適切であった。	また、適正な書類が徴取されていることを複数の職員で確認す
				ることとし、管理体制の強化を図った。
教育局	春日部東	平成 25 年 6 月 21 日	平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円) におい	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	高等学校	(第 2502 号)	て、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	るとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務
				の適正な執行について周知徹底を図った。
				また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、支出事務に
				おいて必要な書類に不足がないことの確認を徹底することとし
				た。
教育局	幸手高等	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円) について、次の	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	学校	(第 2502 号)	点で不適切であった。	るとともに、業者から提出された書類を受理する際の注意すべき
			1 2者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のも	項目について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知
			のは代表者の押印漏れ、もう1者のものは代表者名の記載及	徹底を図った。
			び押印が漏れていた。	また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、管理体制の

			2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と	強化を図った。
			請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は	
			異なっていた。	
			さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れてい	
			た。	
教育局	飯能南高	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円) について、	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	等学校	(第 2502 号)	承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であ	るとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務
			った。	の適正な執行について周知徹底を図った。
教育局	福岡高等	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等 (3	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	学校	(第 2502 号)	件) の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフ	るとともに、契約事務及び産業廃棄物収集運搬業務における注意
			ェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不	点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹
			適切であった。	底を図った。
教育局	蕨高等学	平成 25 年 6 月 21 日	平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	校	(第 2502 号)	について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行ってい	るとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務
			たことは不適切であった。	の適正な執行について周知徹底を図った。